資料3



# 深谷市人権施策推進指針

平成18年10月

深谷市

# 目 次

第:	1	章	指針策定に当たっての基本的考え方	
-	1	指	<b>針策定の背景</b>	
		(1)	国際的な動向	1
		(2)	国内の取組	1
		(3)	本市の取組	2
2	2	指	賃針策定の趣旨 ⋅⋅⋅⋅⋅⋅⋅⋅⋅⋅⋅⋅⋅⋅⋅⋅⋅⋅⋅⋅⋅⋅⋅⋅⋅⋅⋅⋅⋅⋅⋅⋅⋅⋅⋅⋅	2
(	3 指針の位置付け		3	
4	4	目	]標年次	3
第 2	2	章	基本理念	3
第:	3	章人	、権施策の基本的方向性	
	1	-	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
			人権尊重の視点に立った施策の推進	4
				4
			相談・自立支援体制の充実	4
		(4)	市民等の参画による人権施策の推進	4
2	2	分	分野別施策の方向性	
		(1)	子どもの施策	5
		(2)	女性の施策	5
		(3)	高齢者の施策	6
		(4)	障害者の施策	7
		(5)	同和問題の施策	7
		(6)	その他の人権施策	8
第4	4	章推	t進体制	
	1	庁	F内「人権施策推進会議」の設置による人権施策の総合的推進······	8
2	2		■・県・近隣市町、民間団体等との連携	8
			体系図	9
用記	吾	解説	į	10
本文	<u> </u>	<b>†</b> *	の付いた語につきましては、末尾に用語解説がありますので、ご参照ください	

## 第1章 指針策定に当たっての基本的事項

## 1 指針策定の背景

## (1) 国際的な動向

国連は、昭和23(1948)年、すべての国家と人類が達成すべき人権についての共通の基準として、「世界人権宣言」を採択し、次いで、昭和41(1966)年、法的拘束力を持つ「国際人権規約」を採択しました。

その後も、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「児童の権利に関する条約」など人権保障のための条約の採択や、特定の分野に焦点を当てた国際年、10箇年の行動計画を打ち出すなど、人権擁護のための取組を行ってきました。

しかしながら、今なお世界各地では、地域紛争、飢餓・貧困による食糧問題、 児童不当労働・人身売買などの人権侵害、難民問題など、解決しなければなら ない人権問題が数多く存在しています。

平成5(1993)年、ウィーンで開催された世界人権会議では、すべての人権が普遍的であり、人権が正当な国際的関心事であることが確認され、人権教育の重要性が強調されました。平成6(1994)年には、人権問題を総合的に調整するため国連人権高等弁務官が創設されたほか、第49回国連総会では、平成7(1995)年から平成16(2004)年までの10年間を「人権教育のための国連10年」と決議し、世界のあらゆる国や地域において、「人権という普遍的文化」の構築に向けて、人権に関する教育啓発活動に積極的に取り組むよう要請しています。

これを受けて、「人権」が世界の共通語となり、世界各地で人権に関する様々な取組が進められています。

さらに、「人権教育のための世界計画」決議が国連総会で採択され、平成17 (2005)年1月から同計画が開始されました。この計画は、「人権教育のための国連10年」の終了を受けたもので、終了時限を設けずに3年ごとのフェーズ(段階)にそれぞれ行動計画を策定することとし、第一フェーズ(2005-2007年)には初等中等教育に焦点をあてる行動計画としました。

#### (2) 国内の取組

我が国では、「基本的人権の尊重」を基本原理とする日本国憲法の下で、これまで、人権に関する様々な制度や施策の充実が図られてきました。

また、人権を尊重する国際的な流れの中にあって、多くの人権関連条約が批准されてきました。

近年においては、「人権教育のための国連10年」の国連決議を受けて、これに関わる施策を推進するため、平成9(1997)年、「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」が策定されたほか、同年に施行された「人権擁護施策推進法」によって人権擁護推進審議会が設置され、人権擁護施策についての調査審議が行われました。

その結果、同審議会は、平成11(1999)年、「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関す

る基本的な事項について」を法務大臣、文部大臣、総務庁長官に、平成13(2001)年、「人権救済の在り方について」を法務大臣に、それぞれ答申しました。

また、この間、平成12(2000)年には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、人権教育・啓発に関する理念や国、地方公共団体、国民の責務などが定められました。

これらを受け、各地方公共団体では地域の実情に合わせた様々な取組が行われています。

#### (3) 本市の取組

本市は、平成18(2006)年1月1日に、旧深谷市、旧岡部町、旧川本町及び旧花園町の4市町の合併により誕生し、人口約14万8千人でスタートしました。

その後、平成19年12月に策定した「深谷市総合振興計画」において、将来都市像を「夢を育み明日に飛翔する笑顔都市 ふかや」とし、施策の大綱及び行政分野別計画の一つに、「参画と交流による市民が主役のまちづくり」を掲げ、その実現のため、「人権を尊重する社会づくり」を施策として位置づけています。あらゆる人権問題の解決に向けて、人権に対する理解を深め、人権感覚を身に付けた市民を育てるため、さまざまな機会を通じて人権教育・啓発を推進するとともに、人権相談の充実を図ることとしています。

人権問題に関連する各分野では、男女共同参画の環境づくり、安心して子どもを産み育てられる環境づくり、虐待防止の推進、高齢者の生きがいづくりへの支援、高齢者にやさしいまちづくり(バリアフリー\*(以下、\*のついた語句は末尾用語解説参照)・ユニバーサルデザイン\*の推進)、障害者へのきめ細かなサービス提供と自立・社会参加の促進、障害に対する無理解や偏見を解消する取組み、外国籍市民が地域社会に適応できるような支援など、すべての市民が暮らしやすいまちづくりを進めるため、市民のニーズに対応した施策の実施に努めています。

#### 2 指針策定の趣旨

21世紀は「人権の世紀」と言われています。この言葉は、「人権のないところに 平和は存在し得ない」という人類の幸福実現への願いによるものです。

国際社会において人権擁護に向けた取組が広がりを見せる中、国内でも「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」の策定、「人権擁護施策推進法」、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の制定、「人権教育・啓発に関する基本計画」の策定など、人権尊重の社会を築くための取組が行われています。

こうした中で、本市にとって、人権教育やさまざまな機会を通じた啓発等を通して、すべての市民の基本的人権が尊重される地域社会の実現を目指す施策を推進し、主体的に「人権を尊重する社会づくり」に取り組んでいくことが重要な課題となっています。

このため、本市が取り組むべき人権施策推進の基本理念を明らかにするとともに、人権施策の基本的方向性を示すため、本指針を策定しました。

## 3 指針の位置付け

本指針は、深谷市総合振興計画が掲げる「参画と交流による市民が主役のまちづくり」に向けて本市が取り組むべき人権施策の方向性を表したものです。

第2章で掲げる「基本理念」は、人権施策推進についての基本的な考え方を示したものです。

また、第3章「人権施策の基本的方向性」の中の「共通施策の方向性」で掲げる4項目は、すべての行政分野で取り組んでいくべき人権施策としての方向性を示したものであり、「分野別施策の方向性」で掲げる6項目は、人権問題に対する取組の方向性を示したものです。

## 4 目標年次

人権施策を実施するためには、長期的視点に立ち、持続的に取り組んでいく 必要があることから、概ね平成28(2016)年までの10年間を見通したものとしま す。

なお、社会情勢の変化や市の総合振興計画等の上位計画策定・改訂等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

## 第2章 基本理念

本市の人権施策推進についての基本理念を次のとおり定めます。

- 幼児、児童・生徒、成人など、それぞれのライフステージ\*に配慮しながら、効果的な人権教育を推進します。
- さまざまな機会を通じた講演会や講座の開催、人権擁護活動の充実な ど、人権意識の高揚に努めます。
- 相談しやすい体制の整備を進めるとともに、問題解決に向けた相談者へ の支援に努めます。

## 第3章 人権施策の基本的方向性

## 1 共通施策の方向性

## (1) 人権尊重の視点に立った施策の推進

深谷市総合振興計画が掲げる「夢を育み 明日に飛翔する 笑顔都市 ふかや」のためには、地域社会を構成するすべての人が、人権尊重の理念に対する 理解を深め、実践していくことが大切です。

市は、地域づくりを担う立場から、人権尊重の理念を地域社会に普及させ、あらゆる分野で人権尊重の視点に立った施策を推進します。

## (2) 人権教育・啓発の推進

人権尊重の地域社会を築いていくためには、一人ひとりが人権の意義と共存の重要性を理解し、各人が持つ多様性を尊重していくことが重要です。

市は、すべての人が、常に人権尊重の意識を持ち、互いの人権について正しく 理解し尊重し合えるよう、個人のライフステージに合わせた人権教育・啓発を推進 します。

また、人権教育・啓発の実施に際しては、一人ひとりの心の在り方に密接に関わっているため、個人の主体性を尊重し中立的立場で行うとともに、学校、地域、家庭、職場など様々な場を通じて、人権問題についての知識や理解を深め、それらの解決に向け、態度や行動で実践していけるよう努めます。

## (3) 相談・自立支援体制の充実

人としての生涯の中では、だれもが、時として苦しみや悩みを抱え、予期せず 偏見や差別に出会うことがあります。

市は、一人ひとりの人権が尊重され、だれもが安心して快適に生活を送ることができるよう、子どもや高齢者に対する虐待、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント、いじめなど、人権問題に関する多様なニーズに対する相談体制の充実や解決のための支援に努めます。

また、個人の権利擁護や人権侵害の予防のため、国の人権擁護機関、関係行政機関、学校、事業者、NPO\*・NGO\*などの各種団体と十分な連携を図りながら、自立支援体制の充実に努めます。

#### (4) 市民等の参画による人権施策の推進

市民が抱える人権問題の内容は、悩み事から生命に関わることまで広範囲に わたり、複雑・多様化しており、問題を取り巻く環境により対応もそれぞれ異なります。

市は、時代や社会の変化に応じて人権教育・啓発、相談体制、自立支援体制などの人権施策を効果的に実施するとともに、新たな人権問題に的確に対応していくため、市民、事業者、NPO・NGOなどの各種団体と連携、協働して人権施策を推進します。

## 2 分野別施策の方向性

人権問題について、市の取組の方向性を示します。

#### (1) 子どもの施策

平成元(1989)年に国連で「児童の権利に関する条約」が採択され、平成6(1994)年に我が国もこの条約を批准しました。しかし、現在多くの子どもたちが、国家間・民族間の武力紛争、貧困や環境破壊等によって、絶えず生命・安全を脅かされています。国内においては、少年非行の凶悪化、児童虐待、体罰、児童ポルノ、買春等の子どもの人権を侵害する行為が大きな社会問題となっています。学校では、暴力行為やいじめ、不登校の問題等が依然として憂慮すべき状況にあります。

こうした中、社会全体が一体となり、子どもの人権を大切にする社会を形成する ことが重要な課題となっています。

## 【主要施策の方向性】

① 子育て家庭に対する支援の充実

育児の相談・支援体制の充実を図るとともに、子育ての仲間づくりを促進します。また、子育て家庭に対する経済的支援の充実に努めます。

② 保育サービスの充実

保育所の待機児童の解消を図るとともに、保護者のニーズに対応した多様な保育サービスの充実に努めます。また、学童保育の充実を進めます。

- ③ 子どもが健やかに育つ環境づくり 子どもの交流機会の充実に努めるとともに、虐待防止に取り組みます。
- ④ 青少年健全育成の環境づくり 地域ぐるみで社会環境浄化活動や非行防止活動等に取り組んでいくよう支援
- ⑤ 地域の教育力の向上

に努めます。

地域社会において、世代間交流を推進しながら、子どもを教育していけるよう、連帯意識の向上を図ります。

⑥ 青少年活動の促進

青少年がさまざまな体験活動やボランティア活動等を重ね、たくましく成長していくよう、リーダーを育成しながら、その自主的な活動を促進します。

#### (2) 女性の施策

男女の平等について、憲法では政治的、経済的又は社会的関係における性差別が禁止されていますが、現実を見ると、今なお固定的な性別役割分業意識が残っており、そのことが女性の社会参画への妨げとなっています。

また、近年、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントなど女性に対する人権侵害が顕在化し社会問題となっています。

国では、このような問題に対処するため、「男女が、互いにその人権を尊重しつ つ責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男 女共同参画社会」の実現を最重要課題とし、平成11(1999)年6月に「男女共 同参画社会基本法」を公布・施行し、翌年12月には「男女共同参画基本計画」 を策定し、男女共同参画社会の形成促進に向け施策を着実に推進しています。

本市においても、深谷市勤労者家庭支援施設(L・フォルテ)を拠点として、勤労者の職業生活と家庭生活の調和及び男女共同参画社会の実現に努めています。

## 【主要施策の方向性】

① 男女共同参画の環境づくり

男女共同参画に関する意識啓発や職場環境の整備、子育てや介護の社会的 支援の充実など、男女共同参画の環境づくりを進めます。また、ドメスティック・バイオレンス等の女性に関する人権侵害の防止に努めます。

② 男女共同参画の推進

男女共同参画プランを策定し、女性がそれぞれの個性に応じて能力を発揮できるよう参画の機会の拡充を図るとともに、市民活動の支援に努めます。

## (3) 高齢者の施策

本市の人口は、平成18年1月1日の合併時点で、148,359人であり、このうち、65歳以上の高齢者人口は26,423人で、高齢化率\*17.8%の高齢社会\*となっています。

人口の高齢化は今後更に進み、平成27(2015)年には24.3%に達し、超高齢社会\*を迎えると予測されています。

こうした中で、高齢者が豊かに生きられるよう尊重するとともに、様々な地域活動への参画の機会を更に拡充させていく必要があります。

市では、高齢者が自立した生活を送り、住み慣れた地域で居住し続けることができるよう、介護予防や在宅福祉サービス、高齢者福祉施設などの充実を図るとともに、社会参加や地域間・世代間の交流を促進するなど、高齢者の生きがいづくりや健康づくりを支援します。

#### 【主要施策の方向性】

① 介護・福祉サービスの充実

高齢者が自立し、住み慣れた地域で健康で安心した生活を送ることができるよう、各種福祉サービスの充実や介護保険の円滑な提供に努めます。

② 生きがいづくりの支援

元気な高齢者が健康を維持し、長い人生で培った経験や知識を生かし、地域社会に参加しながら生きがいを持って暮らしていけるよう支援に努めます。

③暮らしやすい環境づくり

高齢者が安心して生活できる環境づくりに努めます。

④ 雇用の安定

職業能力の開発を支援しながら、高齢者や若年層に重点をおいて就労を促進します。

⑤ 防災体制の確立

地域住民による自主防災体制を充実しながら、防災訓練等を通じて地域全体

の防災組織の強化を図ります。また、防災施設の整備、災害時の応急体制の確立等に努めます。

## (4) 障害者の施策

国際的な動きや国・県の施策の方向性は、「ノーマライゼーション\*」の理念に基づき、障害のある人もない人も、安心して快適に暮らすことのできるユニバーサルデザインやバリアフリーの環境づくりを求めています。

障害者が生きがいを持ち、住み慣れた地域で生涯を安心・安全に暮らせるようなまちづくりを目指していきます。

#### 【主要施策の方向性】

① 障害者の自立促進

相談・支援の充実により、必要なサービスを障害者が受けられるように、生活の場の確保、在宅福祉サービスの充実や就労の支援を推進します。

② 障害者の社会参加の促進

市民に対して、障害についての理解を求めながら、生涯のある方も積極的に参加できる行事の開催や、歩道、建物の段差の解消など、環境の整備を進めます。

③ 歩行空間等の安全性の向上

歩行者の安全確保のため、歩道のバリアフリー化を推進するとともに、歩道の 設置を進めます。

④ ユニバーサルデザインの推進公共施設、行政サービスや情報のユニバーサルデザイン化を推進します。

⑤ ユニバーサルデザインの普及

市民や民間事業者等にユニバーサルデザインの考え方を普及・啓発するとともに、不特定多数の市民が利用する施設等のユニバーサルデザイン化を促進します。

#### (5) 同和問題の施策

同和問題は、日本国憲法に保障された基本的人権に関わる問題です。昭和40(1965)年の同和対策審議会答申における、同和問題の早急な解決が「国の責務であり、同時に国民的課題である」との基本認識の下、この問題の解決に向けて、環境改善事業、個人施策事業や教育・啓発事業に取り組むとともに、学識経験者や運動団体の代表で組織する同和対策事業審議会や運動団体との意見交換の場を設置し、同和問題の解決に努めてきました。

こうした取組により、同和問題に対する偏見や差別意識は解消されつつありますが、最近の人権・同和問題に関する意識調査の結果からも、完全に払拭された状況には至っていません。

今後とも、市民一人ひとりの人権意識を高め、同和問題に対する正しい理解と認識を深め、差別を許さない心を育む教育・啓発事業などに取り組みます。

#### 【主要施策の方向性】

① 意識調査の実施

市民の人権意識の状況を把握し、人権教育・啓発推進の基礎資料とします。

## ② 人権・同和教育及び啓発の推進

同和問題に対する正しい理解と認識を深め、偏見や差別をなくすための人権・ 同和教育及び啓発を推進します。

## ③ 人権相談体制の充実

人権を擁護するため、人権相談体制の充実を図ります。

## (6) その他の人権施策

このほか、「外国人」、「HIV感染者等」、「犯罪被害者やその家族」、「アイヌの人々」、「インターネット上の差別的情報の掲示」などの人権に関わる問題があります。

市は、これらの問題についても、その解決に向け、関係機関等と連携、協働して取り組みます。

## 第4章 推進体制

## 1 庁内「人権施策推進会議」の設置による人権施策の総合的推進

近年、人権問題は、複雑・多様化しており、これらの解決のためには庁内の各担当ごとの専門的な対応とともに、関連する担当間の柔軟性のある幅広い連携が必要になっています。

また、人権教育・啓発の効果的な実施や相談・自立支援体制の充実に向け、 全庁的に取り組んでいくことが課題となっています。

市は、こうした課題について検討、協議する庁内組織として「深谷市人権施策推進会議」を設置し、総合的に人権施策を推進します。

## 2 国・県・近隣市町村、民間団体等との連携

人権施策の推進に当たっては、国、県並びに近隣市町村等の行政機関及び 民間団体等との緊密な連携を図り、相互の協力体制を強化した幅広い取組が必 要です。

このため、法務省(さいたま地方法務局)や埼玉県人権擁護委員連合会とともに設立した「埼玉県人権啓発活動ネットワーク協議会」をはじめ、人権に関わる機関と連携・協力して人権に関する取組を推進するとともに、市民、NPO、企業などとの連携を図ります。

## 深谷市人権施策推進指針 体系図

## 深谷市総合振興計画(上位計画)

- 参画と交流による市民が主役のまちづくり-

# 第2章 基本理念

- 幼児、児童・生徒、成人など、それぞれのライフステージに配慮しなが ら、効果的な人権教育を推進します。
- さまざまな機会を通じた講演会や講座の開催、人権擁護活動の充実な ど、人権意識の高揚に努めます。
- 相談しやすい体制の整備を進めるとともに、問題解決に向けた相談者 への支援に努めます。

## 第3章 人権施策の基本的方向性

- 1 共通施策の方向性
- (1) 人権尊重の視点に立った施策の推進 (2) 人権教育・啓発の推進 (3) 相談・自立 支援体制の充実 (4) 市民等の参画による人権施策の推進

## 2 分野別施策の方向性

- (1) 子どもの施策 ① 子育て家庭に対する支援の充実 ② 保育サービスの充実

  - ③ 子どもが健やかに育つ環境づくり ④ 青少年健全育成の環境づくり
- (2) 女性の施策
- ① 男女共同参画の環境づくり ② 男女共同参画の推進
- (3) 高齢者の施策 ① 介護・福祉サービスの充実 ② 生きがいづくりの支援
- ③ 暮らしやすい環境づくり ④ 雇用の安定 ⑤ 防災体制の確立

- (4) 障害者の施策 ① 障害者の自立促進 ② 障害者の社会参加の促進

  - ③ 歩行空間等の安全性の向上 ④ ユニバーサルデザインの推進
  - ⑤ ユニバーサルデザインの普及
- (5) 同和問題の施策 ① 意識調査の実施 ② 人権・同和教育及び啓発の推進
  - ③ 人権相談体制の充実

- (6) 他の人権施策 ①外国人 ② HIV感染者等 ③ 犯罪被害者やその家族

  - ④ アイヌの人々 ⑤ インターネット上の差別的情報の掲示 など

## 第4章 推進体制

- 庁内「人権施策推進会議」の設置による人権施策の総合的推進
- 国・県・近隣市町村、民間団体等との連携

あ行

NGO(4ページ)

Non-Governmental-Organization (非政府組織)の略。もともと国連に指定された国際的民間団体を指したが、現在では広く市民団体全般のこと。

NPO(4ページ、8ページ)

Non-Profit-Organization(非営利団体)の 略。一般的には「営利を目的としない民間組織」 の総称

か行

高齢化率(6ページ)

65歳以上の高齢者が総人口に占める割合

高齢社会(6ページ)

高齢化率が14%以上、21%未満の状態

さ行

セクシュアル・ハラスメント(4ページ、5ページ) sexual-harassment。「性的いやがらせ」のことで、「セクハラ」は略語

た行

超高齢社会(6ページ)

高齢化率が21%以上の状態

ドメスティック・バイオレンス(4ページ、5ページ、6ページ)

domestic-violence。夫や恋人など親密な 関係にある男性から女性への暴力 な行

ノーマライゼーション(7ページ)

normalization。障害者が、可能な限り家族や市民が生活する地域社会の中で共に生活し、すべての市民と同じように一人の市民として暮らしていける社会の実現を目指し、また、お互いの個性を認め合い、補い合い、支え合うことができる「共に生きる社会」の実現を目指すという考え方

は行

バリアフリー(2ページ、7ページ)

barrier-free。公共の建築物や道路、個人の住宅等において、高齢者や身体障害児(者)等の利用にも配慮した設計のこと。具体的には、車いすで通行可能な道路や廊下の幅の確保、段差の解消、手すり・点字の案内板の設置等が挙げられ、より広くは、障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁(バリア)の除去のこと。

や行

ユニバーサルデザイン(2 ページ、7 ページ、9 ページ)

universal-design。年齢、性別、身体、国籍など人々が持つ様々な特性の違いを越えて、はじめからできるだけすべての人が利用しやすいように配慮して、施設、建物、製品、環境、行事等をデザイン(計画・実施)していこうとする考え方

ら行

ライフステージ(3ページ、4ページ、9ページ)

life-stage。生活段階又は人生段階。人の一生を乳幼児期、少年期、青年期、壮年期、老年期などと分けたおのおのの段階

# 深谷市人権施策推進指針

平成18年12月発行 平成20年 4月改訂 発行 深谷市総合政策部人権政策課 深谷市仲町11番1号 電話(048)574-6643(直通)